

令和2年6月1日

発行：大島交流センター

電話：45-1006

ニュース・情報

お寄せください。



～重点目標～

- 1) 高齢者が楽しみながら健康維持できる推進事業
- 2) 歴史と自然を守り
 伝統文化の伝承
- 3) 住民どうしのつながりと
 安全・安心なまちづくり

●市営住宅入居者募集（申込み）●

市営住宅への入居者を次のとおり募集します。

■申込期間：令和2年6月15日（月）～令和2年6月29日（月）

※窓口でしか申込できません（郵送、メール不可）。

■募集团地：①南小松原、②高津、③城下、④新田、⑤新田第二、⑥北新町、⑦西の土居、⑧新須賀、⑨西原、⑩治良丸南、⑪治良丸、⑫横山南、⑬横山北、⑭松原

※詳細は館内掲示物、新居浜市営住宅管理グループホームページ、市政だより、新居浜市営住宅管理グループで配布している、市営住宅入居者募集要領をご確認ください。

■申込条件：市営住宅入居者募集要領にてご確認ください。

■問合せ・申込先：新居浜市営住宅管理グループ

〒792-0025

新居浜市一宮町一丁目6番37号

横山ビル1階

☎0897-47-5218

大島連合自治会より

大島連合自治会会長 川上 憲一

緑豊かな季節となり皆様もお元気でお過ごしのことと思います。

さて、物品販売・PPK体操・健康相談を旧公民館で始めて1年が経過しました。

地域の皆様の買物難を少しでも軽減できればとの思いから連合自治会が新居浜市地域包括支援センターの支援のもと実施しています。

これからも「無理なく継続していくことが大事」と考え運営していきたいと思っております。

皆様のご意見、ご感想はいかがでしょうか。折々に遠慮なく、お寄せください。



行事予定



- 2日（火） 館長部会
- 12日（金） 施設見学 . . . 中止
- 15日（月） 主事部会
- 22日（月） 職員研修部会
- 26日（金） だれでも食堂
- 26日（金） 連合自治会会長会



施設見学中止のお知らせ

6月12日（金）に予定していました『施設見学』を中止させていただきます。

また、参加を予定していただきました皆様には、ご迷惑をおかけしてすみません。

時期をみて、再度計画をしたいと考えていますので、その際には参加をお願いいたします。



大島短歌同好

貞子

次つぎと花色をかえ咲き初むる

さ庭の花にひととき楽し



足重くしずかに歩む老の道

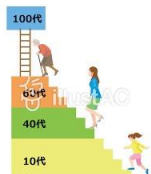
暮れ残りたる入り日のごとし



ヤエ子

気がつけば八十路も半ば吾が歳の

ふり向かず前にゆつくり歩も



大島俳句同好会

ヤエ子

藤咲いてあたり爽やか鳥呼べり



見るたびに十薬はびこり生臭し



新居浜市特別定額給付金の申請を受付しています

新居浜市特別定額給付金コールセンター ☎(0897)65-1522
(電話受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く))

新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、**家計への支援**を行います

<給付対象者及び受給権者>

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権は、その者の属する世帯の世帯主

<給付額> 給付対象者1人につき、**10万円**

申請期限

8月18日(火曜日)

給付金の申請方法は次の2つです。

(1)郵送による申請

新居浜市から受給権者(世帯主)あてに申請書をお送りしています。「申請書」に振込先口座を記入し「振込先口座の確認書類」と「本人確認書類」の写しとともに、新居浜市に郵送してください。

振込先口座の確認書類 (右の3つのうち、いずれか)	ア 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳の写し
	イ キャッシュカードの写し
	ウ インターネットバンキングの画面の写し
本人確認書類	運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、健康保険証の写し、年金手帳の写し 等



(2)オンラインによる申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータル(国が運営するオンラインサービス)から振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要) [マイナポータル](#) [検索](#)

市役所窓口での受付は、感染拡大防止のため、7月以降開始予定です。

郵送による申請にご協力ください。

**給付金をよそおった
不審なメールや電話 に注意!**

< 新居浜市の相談窓口 >

新居浜市消費生活センター ☎(0897)65-1206
新居浜警察署 ☎(0897)35-0110(代表)

- キャッシュカードや通帳を預かったり、暗証番号を聞き出すこと
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは、**絶対にありません。**